分別管理及び書類管理方針書

事業者名:

令和 年 月 日作成

本方針書は、Green Woodバイオマス発電利用事業協同組合が作成した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範(令和元年1月6日)」を受け、一般木質バイオマスであると証明された木材の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

(適用範囲)

本方針書は、当事業所において、剪定枝及び伐採木を原料として製造するチップ等の取扱いに当たって適用する。

(分別管理責任者)

- ・分別管理を適切に行うため、 を分別管理責任者として定める。
- ・分別管理責任者は、一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、 責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

- ・剪定枝、伐採木の入荷に当たっては、納品書等により一般木質バイオマスであるか 否かを確認する。
- ・剪定枝、伐採木の保管に当たっては、一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在 しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・チップ加工等に当たっては、一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないよう に加工する。
- ・チップ等の出荷に当たっては、一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に 記載する。
- ・製材品の保管に当たっては、一般木質バイオマスを原料として製造したチップ等と、 それ以外の木材を原料として製造したチップ等が混在しないように、それぞれの保管 場所をテープや標識等により明示する。

(書類管理)

- ・分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びそれ以 外の木材それぞれに係る原木消費量及び製品生産量を実績報告として取りまとめる。
- ・間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

以上